

青梅市立学校に在籍する不登校児童生徒が通うフリースクール等民間施設に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、青梅市立小学校および中学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童生徒が、フリースクール等民間施設において支援等を受けた際に、当該支援等を受けたことをもって当該市立学校の指導要録上出席扱いとするための要件および手続を示すものである。

2 定義

このガイドラインにおける次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (2) フリースクール等民間施設 不登校児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動等を行っている民間施設をいう。
- (3) 対象児童生徒 フリースクール等民間施設に通う市立学校に在籍する不登校児童生徒をいう。
- (4) 在籍校 対象児童生徒が在籍する市立学校をいう。

3 出席扱いにするためにフリースクール等民間施設が満たすべき要件

対象児童生徒が、フリースクール等民間施設において支援等を受けたことをもって在籍校の指導要録上出席扱いとするために、フリースクール等民間施設が満たすべき要件は、次のとおりとする。

(1) 実施主体について

ア 市立学校に在籍する不登校児童生徒等に対する支援を行うことを主たる目的としていること。

イ 著しく営利本位でなく、入所金、授業料（月額・年額等）等が明確にされ、保護者に情報提供が適切になされていること。

ウ 法人、個人を問わず、不登校状態にある児童生徒に対する支援について深い理解と知識または経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

エ 特定の政党を支持したり、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしていないこと。

オ 特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動を行っていないこと。

(2) 施設および設備について

ア 施設

(ア) 活動拠点となる施設が青梅市の区域内にあること。

(イ) 施設の所在地、責任者の所在および連絡先が明らかにされていること。

イ 設備

(ア) 学習活動、体験活動等、様々な活動を行うために必要な設備を有していること。

(イ) 保健衛生面、安全面および管理面において適切な対応ができる設備を有していること。

(3) 支援等について

ア 学習指導・支援

(ア) 学習活動および体験活動については、学習指導要領の趣旨に沿ったものであること。

(イ) 在籍校の各教科等の年間指導計画等を参考にした上で、児童生徒の個々の状況に応じた学習指導・支援が計画的に行われていること。

(ウ) 必要に応じて適宜、個別の支援内容の見直しが図られていること。

(エ) 対象児童生徒の学習支援および進路にかかる状況等について、保護者等への情報提供が適切になされていること。

(オ) 支援は、対象児童生徒の社会的な自立を目指すものであること。

イ 支援等の在り方

(ア) 対象児童生徒の生命、健康および人格を尊重した支援が行われていること。

(イ) 在籍校との連携および対象児童生徒・保護者等との面接の実施等、対象児童生徒の状況を適切に把握するための協力体制が構築されていること。

(ウ) 支援内容・方法、相談方法および支援体制が対象児童生徒およびその保護者にあらかじめ明示されていること。

(エ) 体罰、セクシュアルハラスメント等の不適切な行為または人権

侵害行為が行われていないこと。

(ウ) 施設内はもとより、宿泊を伴う活動等施設外での活動を行う場合には、スタッフおよび対象児童生徒等に対して、災害や防犯に関する訓練を実施する等、対象児童生徒の安全面・健康面への配慮が十分なされていること。

(4) スタッフについて

ア 不登校児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校児童生徒への支援について知識・経験を有し、かつその支援に熱意を有していること。

イ 相談業務において専門的なカウンセリング等を行う場合は、心理学、精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識および経験を備えたスタッフが支援に当たっていること。専門的知識および経験を備えたスタッフがいない場合は、大学、医療機関、福祉関係機関等と連携していること。

(5) 在籍校・教育委員会および家庭との連携について

ア 在籍校・教育委員会との連携

(ア) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令を遵守し、かつ対象児童生徒のプライバシーに配慮した上で、次に掲げる事項についてフリースクール等民間施設から在籍校および青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に情報提供が行われていること。

- a フリースクール等民間施設への入退所情報
- b 出席状況および学習その他の活動の状況
- c 支援経過
- d その他必要な情報

(イ) 在籍校とフリースクール等民間施設が相互に対象児童生徒およびその家族を支援するために必要な情報等を定期的に交換する等、在籍校・教育委員会との間で十分な連携・協力関係が保たれていること。

イ 家庭との連携

フリースクール等民間施設での支援経過を保護者に定期的に連絡する等、家庭との間で十分な連携・協力関係が保たれていること。

4 出席扱いとするための手続

- (1) 在籍校の校長（以下「校長」という。）は、対象児童生徒が、フリースクール等民間施設において支援を受けた場合において、当該フリースクール等民間施設が、次の要件を満たしているときは、当該支援を受けたことをもって、在籍校の指導要録上出席扱いとすることができる。

ア フリースクール等民間施設が、このガイドラインの掲げる要件を満たしていること。

イ 対象児童生徒が自らIn籍校への登校を希望した場合、円滑な登校が可能となるような適切な支援を実施していると評価できること。

ウ 保護者とIn籍校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

エ フリースクール等民間施設の参観、電話連絡等により、個々の対象児童生徒の通所状況および活動状況を校長またはIn籍校の教職員において確認できていること。

オ 月例報告等によりフリースクール等民間施設と教育委員会との連携が図られていること。

- (2) 校長は、前項にもとづき出席扱いとしたときは、教育委員会に報告するものとする。

5 実施期日

令和7年1月8日